

令和3年度

長野県内部統制評価報告書審査意見書

長野県監査委員

4 監査第56号

令和4年(2022年)11月21日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 田口敏子

同 西沢利雄

同 青木孝子

同 佐々木祥二

令和3年度長野県内部統制評価報告書審査意見書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定により審査に付された令和3年度長野県内部統制評価報告書について、長野県監査委員監査基準(令和2年3月19日長野県監査委員決定)に準拠して審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

長野県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和3年度長野県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度長野県内部統制評価報告書の審査は、長野県知事が作成した内部統制評価報告書について、長野県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行いました。

3 審査の実施内容

令和3年度長野県内部統制評価報告書について、長野県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「長野県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用しました。

4 審査の結果及び意見

令和3年度長野県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当と認められました。

なお、令和4年度の定期監査において、重要度の高いリスクに識別されていない事項が指摘事項等となった運用上の不備が見受けられました。

さらに、今回の報告書が審査に付された後にも、定期監査結果でも報告したように、議会の議決を経ずに工事の変更請負契約が締結されるなど、不適切な事案が発覚しております。

今後の取組に際しては、所属内の職員全員で内容を共有し浸透を図るとともに、それぞれの職員が「自分ごと」として実践することで、より一層実効性が高まる制度運用となるよう努めてください。

5 備 考

特段記載すべき事項はありません。